

鈴鹿市告示第 4 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の
供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般
の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
弓削一丁目 3 3 号線	弓削一丁目	弓削一丁目	12. 7
	弓削一丁目		3. 4～10. 0